

【新型コロナウイルス感染症自宅療養者の訪問看護介入】

1) 訪問時の注意点

新型コロナウイルス感染症の対応には皆さま苦慮していらっしゃると思います。厳格な感染予防策を取りつつ、訪問看護を継続できるよう国や関係団体からの情報を入手しましょう。以下にその一部をご紹介します。(2023/2/22 最終閲覧)

- [厚生労働省介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について](#)
- [厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」](#)
- [介護現場における感染対策の手引き](#)
- [一般社団法人全国訪問看護事業協会「新版 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による対応マニュアル」](#)
- [一般社団法人 日本在宅ケアアライアンス](#)

2) 診療報酬・介護報酬の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて厚生労働省保険局より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 63)」が示されています。最新の情報については[厚生労働省 HP](#) 等でご確認ください。

また[全国訪問看護事業協会の HP](#) でも確認できます。(2023/2/22 最終閲覧)

○ 診療報酬

- ① 訪問看護を行った時間を問わず、長時間訪問看護加算(5,200 円)を1日につき1回算定できる。
- ② 緊急に訪問看護を実施した場合、長時間(精神科)訪問看護加算の 100 分の 300 に相当する額(15,600 円)を、1日につき1回算定できる。
- ③ 必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行う場合、特別管理加算(2,500 円)を算定できる。
- ④ 電話等で病状確認や療養指導等を行った場合においても、訪問看護管理療養費のみを1日につき1回算定できる。
- ⑤ 特別訪問看護指示書を月2回交付できる。

○ 介護報酬

- ① 一時的に人員基準等を満たせなくなる場合について柔軟な取扱いは可能
- ② 訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が 20 分未満となった場合に 20 分未満の報酬を算定して差し支えない。
- ③ 電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、20 分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能

○ 公費請求について

R3.5.12 厚生労働省保険局医務課長より通知が出ています。

[「訪問看護療養費請求明細書の公費番号記載について」](#)ご確認ください。(2023/2/22 最終閲覧)

3) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供」交付金について

愛知県は「[新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供](#)」について交付金を交付しています。最新の情報をご確認ください。(2023/2/22 最終閲覧)